

社会福祉法人地の塩福社会 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人地の塩福社会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 役員等が職務のため出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を別途支払うことができる。

(1) 評議員

評議員会への出席	3,094 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,094 円

(2) 理事、監事

理事会等会議への出席	3,094 円
監事監査等への出席	3,094 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,094 円

(3) 評議員選任・解任委員

評議員選任・解任委員会への出席	3,094 円
-----------------	---------

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。